教職員の負担軽減に関する項目

生徒の自主性、教職員の自発性に基づいて成り立っている部活動は、一方的な職務命令による活動ではないが、学習指導要領において、学校教育の一環として教育課程との関連が図られるよう留意することと明記されており、生徒に対する教育的効果も大きいと認識している。

教職員の負担軽減に関する項目

国における部活動の社会教育への移行については、平成９年９月保健体育審議会の答申の中で、運動部活動と地域スポーツの関わりについて「地域において活発なスポーツ活動が行なわれており、しかも学校に指導者がいない場合など、地域社会にゆだねることが適切かつ可能な場合にはゆだねていくことも必要である」と基本的な考え方が示されている。

また、平成12年８月保健体育審議会答申では、学校と地域の連携の推進方策の一つとして、地域のスポーツ環境の状況や学校の実態に応じて、総合型地域スポーツクラブ育成への協力など地域社会と連携したスポーツ活動の展開を提言している。

しかしながら、部活動が学校教育の充実に果たしている役割や、地域スポーツクラブ等の整備状況を勘案すると、急激かつ画一的に社会教育に移行することは依然として困難な状況にあると考えられる。

教職員の負担軽減に関する項目

平成３年度から運動部活動の振興と活性化を図るため、専門的な指導力を備えた、地域の優れた人材を指導者として派遣する「運動部活動外部指導者派遣事業」を実施しており、令和２年度は、府立学校118校に対して276名の外部指導者を派遣している。

なお、１回あたり約２時間の指導に対し、2,650円の謝金を支給し、傷害保険にも加入している。

　文化部活動についても「学校支援社会人等指導者活用事業」を実施し、府立学校128校に対して、278名の外部指導者を派遣している。

教職員の負担軽減に関する項目

地域部活動については、今年度、国の事業を活用し、２市町でモデル実施を行い、課題を整理しているところ。今後、課題の整理と具体的な方策の検討を進めていく。

今後の国の動向を注視しながら、適切に対応できるよう、関係課で十分な協議を行い、検討を進めていく。

教職員の負担軽減に関する項目

部活動の運営については、平成14年３月に「部活動の適切な運営について」を、また平成24年７月に「部活動の位置づけ及び教職員の服務上の取扱いの改訂について」を各学校に通知しており、平日の活動はできるだけ勤務時間内に終えることとし、また週休日の活動については、学校週５日制の趣旨を踏まえ、各学校や地域の実情を考慮して、望ましい活動日数・時間を検討し、計画的に実施するよう指示している。

教職員の負担軽減に関する項目

勤務時間の振替えについては、勤務時間条例において「週休日に特に勤務することを命ずる必要がある場合には、週休日を人事委員会規則で定める期間内（勤務を命ずる日を起算日とする前４週間・後８週間以内、教育職員であって、かつ、やむを得ない場合に限り、前４週間・後16週間以内）に他の日へ振り替えることができる。」こととしている。

　週休日において３時間45分又は４時間の勤務を命ずる場合の勤務時間の割振り変更についても同様としている。

教職員の負担軽減に関する項目

新たに設置する大阪府立高等学校に係る教員配置については、大阪府の配置基準に基づき、教職員を配置することとしている。

教職員の負担軽減に関する項目

行財政計画（案）及び財政再建プログラム（案）において実習教員については、国標準を上回る定数を削減するとともに、府単独措置である非常勤補助員の配置を廃止したもの。

あわせて、実習教員による図書専任制度を見直したもの。

　府教育庁においては、学校図書館の円滑な運営体制の構築を指示する「学校図書館運営体制の基本的方針」や、学校図書館の役割、業務マニュアルなどを示す「学校図書館活性化ガイドライン」を策定し、府立学校に配置している司書教諭を中心に、全教職員の協力のもとに、学校図書館機能を維持していただいていると認識している。

教職員の負担軽減に関する項目

府立高校については、ヤングケアラーの実態を早期に把握するとともに、支援につなぐことができるよう、アンケート調査を実施したところ。ヤングケアラーに対しては、ケアを要する家族に適切なサービスを提供し、ケアの負担を軽減、解消することが重要であり、関係部局との連携が必要不可欠であると認識している。調査結果をふまえ、今後、関係部局と密接に連携しながら、様々な課題を抱える子どもたちを支援していく。